

平成 28 年 9 月 30 日  
9:00 解禁

平成28年9月30日  
(照会先)  
医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
生活衛生課  
(担当・内線) 課長補佐 吉岡(2431)  
指導係長 尾形(2437)  
(代表電話) 03(5253)1111  
(直通電話) 03(3595)2301

報道関係者各位

## 第34回理容師国家試験及び美容師国家試験の 合格発表について

### 1. 理容師国家試験

#### (1) 試験 日

ア. 実技試験 平成28年8月1日(月)から8月5日(金)  
イ. 筆記試験 平成28年9月4日(日)

#### (2) 試験 地

ア. 実技試験 36都道府県  
イ. 筆記試験 14都道府県

(3) 受験者数 880名

(4) 合格者数 532名

(5) 合格率 60.5%

(6) 合格発表日時 平成28年9月30日(金) 午前9時

(7) 合格発表方法 厚生労働省及び理容師美容師試験研修センターに掲示し、受験申込者全員に試験結果通知書を郵送。

また、理容師美容師試験研修センターのホームページで受験番号を入力することにより可否の確認が可能。

### 2. 美容師国家試験

#### (1) 試験 日

ア. 実技試験 平成28年8月1日(月)から8月5日(金)  
イ. 筆記試験 平成28年9月4日(日)

#### (2) 試験 地

ア. 実技試験 46都道府県  
イ. 筆記試験 14都道府県

(3) 受験者数 5,148名

(4) 合格者数 2,884名

(5) 合格率 56.0%

(6) 合格発表日時 平成28年9月30日(金) 午前9時

(7) 合格発表方法 厚生労働省及び理容師美容師試験研修センターに掲示し、受験申込者全員に試験結果通知書を郵送。

また、理容師美容師試験研修センターのホームページで受験番号を入力することにより可否の確認が可能。

### 3. 第34回理容師、美容師国家試験の合格基準について

#### (1) 理容師試験

##### ア. 筆記試験

次の両方の条件を満たしている場合を合格とする。

- (1) 50問中60%以上の正答率であること
- (2) 関係法規・制度、公衆衛生・環境衛生、感染症、衛生管理技術、人体の構造及び機能、皮膚科学、理容の物理・化学、理容理論の何れの課目においても無得点がないこと

##### イ. 実技試験

次の両方の条件を満たしている場合を合格とする。

- (1) 衛生上の取扱試験 減点が30点以下であること
- (2) 基礎的技術試験 審査項目の重要度に応じ、減点を10～60点の範囲内で4段階とし、50点以下であること  
なお、審査項目ごとの減点数については次のとおりとする
  - ① モデルウィッグ規格適合状況 60点
  - ② モデルウィッグに対する禁止事項の有無 60点
  - ③ カッティング技術用具類の有無及び規格 60点
  - ④ シェービング・顔面処置及び整髪用具類の有無及び規格 60点
  - ⑤ クリッパーワーク 30点
  - ⑥ 面の形状 20点
  - ⑦ もみあげ及び髪際部の処理 20点
  - ⑧ シェービングの仕上がり状況
    - a 剃り残しがある 30点
    - b 切り傷がある 30点
  - ⑨ 整髪の状態及び顔面の拭き取り状況 10点

#### (2) 美容師試験

##### ア. 筆記試験

次の両方の条件を満たしている場合を合格とする。

- (1) 50問中60%以上の正答率であること
- (2) 関係法規・制度、公衆衛生・環境衛生、感染症、衛生管理技術、人体の構造及び機能、皮膚科学、美容の物理・化学、美容理論の何れの課目においても無得点がないこと

##### イ. 実技試験

次の両方の条件を満たしている場合を合格とする。

- (1) 衛生上の取扱試験 減点が30点以下であること
- (2) 基礎的技術試験 第1課題 カッティングの審査項目の重要度に応じ、減点を10～40点の範囲内で4段階とし、30点以下であること  
なお、審査項目ごとの減点数については次のとおりとする
  - ① モデルウィッグ規格適合状況 40点
  - ② モデルウィッグに対する禁止事項の有無 40点
  - ③ 第1課題カッティング技術用具類の有無及び規格 40点
  - ④ 仕上がり状態
    - a 明白な切り残しの毛髪がある 40点
    - b モデルウィッグの顔面拭き取りが不十分のため、毛髪や水滴が付着している 10点
    - c ダックカールクリップが除去されていない 10点
  - ⑤ 毛髪の長さ 40点

- ⑥ ヘムラインのつながり 20点
  - ⑦ カットライン(切り口)のつながり
    - a フロントからネープまでの審査の範囲に2cm以上の段差又は飛び出た長い毛髪がある 30点
    - b トップからサイドの審査の範囲に2cm以上の段差又は飛び出た長い毛髪がある 20点
    - c トップからバックサイドの審査の範囲に2cm以上の段差又は飛び出た長い毛髪がある 20点
  - ⑧ 左右シンメトリー
    - a サイドが左右シンメトリーでない 20点
    - b バックサイドが左右シンメトリーでない 20点
- 第2課題（オールウェーブセッティング）の減点が50点以下であること

#### 4. 試験実施者

理容師法及び美容師法に基づく厚生労働大臣指定試験機関

名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

住 所 〒135-8507

東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9F

電 話 03-5579-0211

U R L <http://www.rbc.or.jp/>